

## 国際交流委員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

### 1. 目的

この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における国際交流委員会に関する必要な事項を定めるものである。

### 2. 国際交流委員会の役割

国際交流委員会（以下、委員会という）は、国際会議、国際シンポジウムなど、粉体工学会の国際行事に関する企画、立案、折衝等を行う。

### 3. 国際交流委員会委員長および国際交流委員会委員の選任

- 1) 国際交流会委員長（以下、委員長という）は、会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2) 委員長は会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。

### 4. 国際交流委員会の運営

- 1) 委員長は必要に応じて委員会を招集し、運営する。
- 2) 委員会には必要に応じて特定事項を扱うための小委員会をおくことができる。
- 3) 委員会における審議の結果は理事会に報告するものとする。

### 5. その他

委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

#### (附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

#### (付記)

平成30年2月17日 制定（理事会承認）